

研究通信

'86
5/10 報告要旨

刊会局学部三
研究大
月研學隆
145年7月
社務塾學
村事慶經高
落應義濟山
港区三田2-15-45
TEL 03(453)4511

集落活動の展開と論理

農業総合研究所

相川良彦

目次

I 問題意識

II 集落社会構造指標の分類と地域性の検証

III 集落の社会構造に関する調査

(1) 集落活動の展開課程

(2) 出来事をめぐる農家の対応とその論理

(3) 農家間の付き合い関係からみた集落の社会的特性

IV 集落の土地管理機能について

現代日本農村における経済的・社会的最少単位は農家である。それは、性的結合を軸とした家族により構成される生産・生活共同体

といえる。日本の場合、その組織的特異性を強調してイエと称されている。イエでは、私的に所有された農地が主要な生産手段であり、家族労働力により小商品生産が営まれている。そして、家族員は農地重視を基底においたリジッドな諸社会規範の連関の中に秩序づけられている。

集落は、互いに独立して私利を追う農家により構成される集合体であり、基本的には利益社会と考えられる。それは、利害を異にする農家同志の意見調整をする場として機能している。そして、集落に社会的まとまりをつけるものが社会規範による社会的規制力であり、農家共通の利益の維持・擁護である。他方で、集落はまた、個人意思とはかわりなく地縁により結ばれる基礎集団である。しかも、構成する農家が農地を主要な生産手段とし、定着性も強いところから、その形成する社会関係は、固定的・長期的そして総合的なものとなる。加えて、農家を律するイエ規範が本分家・姻戚を介して集落に広まって、家族的雰囲気を醸成する。

本報告の課題は、①以上のような集落の組織的枠組みと社会的特性を、具体的にどう裏づけるか、②そこで通用する社会規範の論理とは何か、③意見調整に際していかなる社会過程を踏むのか、を明らかにすることである。

II 集落社会構造の分類と地域性——調査地の位置づけ——

八〇年集落センサス（一〇県抽出）を用いて、集落社会構造の分類を試み、あわせて調査二集落のある地域の位置づけをしておこう。

八社会指標——議事項目数計、寄合回数計、集落運営費徴収の有無、寄合場所（集落施設の有無）、用水管理主体（集落内組織か否か）、水路清掃管理、農道清掃管理、集落有財産の有無——の分類

を、属性相関係数をベースとした主成分分析により試みてみる。それによれば、第一主成分とは、八社会指標全部が強い相関をもつていていた。従って、八指標は集落の社会的活動の活発さを現すという面では共通性をもつていると解釈されよう。第二主成分とは、上から四指標迄が負、五～七番目指標が正の相関をもつていた。従って、集落活動の諸相として、組織活動と土地保全活動の二面があり、両者は対照的に違っていると言えよう。なお、八番目の社会指標である集落有財産の有無は、歴史的遺産という性格をもち、組織活動や保全活動とも違った独自の動き方をするものと思われる。

次に、前述のように色分けされる社会指標の中から、農道清掃管理（土地保全）、集落有財産の有無（歴史的遺産）集落運営費徵収の有無、寄合回数計、寄合場所（以上、組織活動）の五指標を選び、数量化II類により地域性の判別を試みる。それによると、地域性の判別に最も有効な第一合成变量とより強く関連する社会指標は、上から順に一（農道清掃管理）二、三、四番目の各指標であり、第二合成变量とより強く関連する社会指標は、正逆に四（寄合回数計）、三、二、一の順番であった。従って、集落社会構造の地域差をもたらすものとして、土地保全、歴史的遺産、組織活動の各社会指標は有用である、と考えられる。但し、これら社会指標による各地域の集落構造の特徴は、これまで唱えられている東北型、近畿型等の集落イメージと異なっている。当調査集落の所在する佐賀、山形については、いずれも土地保全をきちんと実施し、集落有財産も多く引き継いで、活発に組織活動を行っている地域、と整理されるのである。

III 集落の社会構造に関する調査

(1) 集落活動の展開過程

調査三集落に残された自治組織、農家実行組合の記録をたどって、集落活動の展開過程を明らかにする。ここでは説明の便宜上、佐賀N村の例を中心にしてまとめよう。（A）N村にとって、記録にとどめるに値する重要な出来事とは、明治末から現在に至るまで一貫して、基盤整備であったこと、（B）基盤整備事業は、戦前は集落民の自前の資金と労力により実施されたものだったが、戦後は次第に自治体により肩代わりされてきたこと、この点は公役への出役日数の減少、集落運営費の内の反別割の割合が戦前に大きかったこと等によっても傍証される。（C）記載件数の多い項目は、集落内での会合や集落の仕事である。前者は、区長としての意見調整活動を意味し、現在もなお会合がその重要な場となっていることを示す。後者には、自治組織としての活動や自治体・農協の代行業務が含まれている。（D）記載件数は昭和一〇年前後が多く、昭和二五～三五年頃は落ち込み、以降漸増してきている。戦前の多さは、N村が経済更生運動により共同購入・共販等共同事業に熱心に取り組んだ結果であり、高度成長期以降の漸増は、この時期以降農政や基盤整備事業が集落に導入され、それにかかり集落活動もまた興隆してきたことを示している。特に、農政の先進地である滋賀県愛東町「集落においては、昭和四〇年代前中葉……圃場整備事業、四〇年代後半……構造改善事業、五〇年代前中葉……米の生産調整、五〇年代末……生活環境整備事業」と農政の動きに敏感に対応した集落活動を展開している。（E）昭和三六年以降の記載件数がふえたもう一つの原因是、都市化等のこれまでにない異質な出来事の発生がある。初めての農地の転用売却が起きた時のN村の対応の遅れの中

に、新しい変化に弱い集落の体質の一端をうかがうことができる。

以上、N村の集落活動の基本的特性は、①農家間の意見調整の場としての集落（会合）の重要性、②集落は自治活動をする一方で、自治体・農協ともかかわっていること、③基盤整備事業こそが集落にとって最も重要な事業であること、等である。これらは、単にN村だけではなく、滋賀I村、山形下村においても大同小異あてはある、と考える。

(2) 出来事を巡る農家の対応とその論理

大きな出来事をめぐる集落や農家個々の反応の中に、集落における社会規範の論理のあり方を摘出する。(A) ダム頭首工建設……国・県の事業費補助率も高く、地元農家誰しもが良いと考えるのでは、集落内に反対者は出ない。むしろ、水利上の優位をねらって集落間の利害対立が起きる。(B) 圃場整備事業……地元農家の過半は賛成だが、経費負担も大きいので、強硬に反対する者も一部に出る。反対者の説得には、結局地元役員が、反対者一戸一戸の内情に応じたきめ細い手立てを講じ、熱心にあたる。役員のこの献身的努力を背後で支えるものは、多數決により決まる集落の意思決定であり、役員としての責任感である。最終的に地主全員の承諾印を得ることができるのも、この地元役員の地域に密着した農村特有の指導力に依るところが大きい。(C) 生産組織の運営方針……生産組織の運営をめぐって集落に一般的な社会規範と能率の追求とが矛盾し衝突する。滋賀I村においては、集落ぐるみ運営を基調としつつ、そこに能率原理をいかに導入するかに工夫をこらしていた。オペレーラー集団に請負わせ見返り報酬とする等である。また、佐賀S村

の集落ぐるみ生産組織では、専業的農家へのオペレータ労働の過重が原因となって、運営方針をめぐる専業農家間の対立が起きた。そこでは、地代と労賃の配分、個別経営と集落ぐるみ組織の優先度、いがぶつきり、交差するのである。(D) 米の生産調整……滋賀I村において、専業的農家が団地化された転作地の作業を請負い、その代わりに跡地を期間借地して白菜を作った。兼業農家は期間貸地のよう、集落における利害調整は一般に当事者間のバランスをはかるところで達成される。但し、この場合もそうであったように、土地重視の価値観の貫徹により、バランスは概して地主（兼業農家）優位に決まることが多い。

以上の諸事例から、集落に一般的な社会規範とその論理として、次の諸点を挙げ得よう。

①農家として平等であり、②バランスをはかることで農家間の利害調整する。それ故③農家間の付き合い関係の双務的なこと、但し、バランスや双務的付き合いは④長期的視点にたってのそれ（貸借勘定の帳尻あわせ）であり、また⑤総合的視点にたつたものである。この場合、異次元の価値が価値転換により比較考量されることになるが、その際⑥労働というよりむしろ土地重視の価値観が貫徹するし、⑦集落共通の利益と考えられる土地基盤整備が優先せられる。このような諸規範の連関の中に存在する集落では、⑧弱者への配慮は、一定限度内で比較的働き易いが、⑨能率原理とは矛盾することも多い。そこで集落は、能率原理の導入にあたって、受け皿として機能的組織を別途創り出すことが多いのである。

また、農家間の意見調整の社会過程として次の特徴を見出せる。

一つに、意見調整の実質上の詰めは、私的な場で非公式に行われることが多い。二つに、意見調整の決着は、顔をたてるという形態を介して、つけることが多い。その背景には、相手の尊重と、付き合いの長期継続性を前提として、現在の犠牲には将来別の形での埋め合わせをするという貸借勘定のバランスが存在するようである。

最終的に諸々の社会規範と社会過程を貫き、集落に社会関係としてのまとまりをもたらすもの、それは第一に、農家間の意見調整の場としての集落の働きであり、そこでの社会規範への同調を求めることによる社会的規制であり、第二に、組織体としての集落の存在と、そこに依拠する政治的な指導力、である。言い換えば、個々の農家は、農家固有の考え方や心理により自立的行動しているというよりむしろ、社会形象として確立された社会規範や組織により逆に社会的に規制されて行動している、と考えるのである。

(3) 農家間の付き合い関係からみた集落の社会的特性

山形県T村での実態調査により、農家間付き合いの特徴をみよう。まず、如何に述べる五種の農家相互の付き合いについて各属性相関係数を算出すると、全般に高く、互いに関連しあっていることがわかる。その中では、特に、親戚と結婚式手伝い、おそれと農地貸借の相関が各々強く、また、相談相手は他の四指標いずれとも相関が強かった。

この五つの付き合いを他条件と関連づけてみると、結婚式手伝いと相談相手とは集落外の親戚に頼むことが多いこと、集落内の付き

合いに限れば、集落内の親戚に頼むことが多いのは結婚式手伝いのみで、相談相手、おそらく、農地貸借の相手は親戚以外の者の方

がずっと多いこと、付き合いが農家間で双務的（或いは相互認知）であるのも結婚式手伝いのみで、その他の付き合いでは意外と一方的なこと、がわかる。従って、結婚式手伝いには親戚の果たす役割が大きいこと、相談相手には集落以外を問わず親密な親戚に頼ることまた集落内の付き合いは他人同志の関係が大半で、流動的・一方的な場合が多い、と言える。

集落内の付き合いを農家を単位としてソシオグラムに描いてみると、T村の場合、ある程度累積的な付き合い関係のネットワークを見出すことができる。ネットワークの中心には、親戚に頼らず、相談相手やおそれとわけを通じて多数農家と付き合い、農地借入れも進めている三戸の農家が存在する。周辺部には、叔父・おじ関係に基づくおいて濃密な付き合いをする三戸と、遠い過去の本分家関係で、現在も冠婚葬祭の付き合いを続ける五戸とが分立している。そして、このネットワークは一二年前調査のそれと大筋において変わりはないが、全体に相談相手として集落内農家が減り、集落外親戚がふえてきたこと、前調査時に付き合いが最も広かつた農家が代替わりにより中心からはずれしたこと、等の変化が起きている。

以上、山形T村の農家間付き合いは、集落外親戚への依存が結構高く、逆に集落内農家との付き合いは、他人間で、一方的、流動的な関係が多かった。それは社会慣行や組織として一端確立した制度体系の固定的・継続的な性格とは対称をなしている、と言えるかもしれない。

IV 集落の土地管理機能について

土地に対して、集落などのような規制力をもちうるか。売却による農地の集落外への流出を防止しようという申し合わせは、佐賀N

村の場合、戦前には成文化されていたし、戦後も過半は守られてきた。他方、山形T村の農地利用権に対する集落の規制力は、どの程度一般化しうるかを、八〇年集落センサスにより検証しておきたい。

集落の意見調整の場としての活力を示す指標として寄合回数計を取り出し、それが他の社会条件（総農家数）経済条件（農家一戸当たり経営耕地、恒常勤務者率）と比べ、水田利用再編、地域ぐるみ計画転作と請負作業のあせんの話し合いの有無に、各々どのような順位で効くかを、変数増加法による判別関数により分析してみた場合、戦後の農地売却の三分の二までが、集落外者（そして親戚以外の者）に対してであった。農地売買に対する集落・血縁の規制がほとんど作用していないのである（T村では、転用売却の影響がN村に比べ少ない）。この理由として、集落戸数規模、集落内親戚の多寡の外に、自立度の高いイエ間付き合いのドライさ等の集落の気風を挙げることができる。

農地賃借・作業受委託の斡旋については、滋賀I村、山形T村に実績がある。こうした結果は、両ケースとも寄合係数計が最も効く指標として選ばれ、統計上も有意であった。従って、農地利用権の調整に、集落の規制力がある役割を果たしうることは確かであろう。問題は、農地がイエにより所有されているので、生産手段、家産、財産そして準公共財として多様な内容と形態をもつて存在すること、それ故、農地に特有の内容やその商品化の形態が集落の社会規範どこで矛盾しまた一致するか整理することが必要なのである。

水利組織の変容をめぐつて

—岩手県志和地区の事例—

松田（熊谷）苑子

1 なぜ水利組織なのか

新保満氏（カナダ・ウォーターリー大学）と共に岩手県志和地区（紫波郡紫波町）に於いて調査を続けてきた。（注）そのなかから、水利組織の変容にかかる事例を報告させていただく。水利組織のように奥の深い事象をとりあげるのは、まさに、△浅学を顧ず▽だが、あえて取り組んだのはなぜか、その理由から述べさせていただく。志和地区に於ける調査は日本農村の社会変動を把握することを目的としていた。といつても、すでに多くの方々が様々な側面から変動を論じておられる。そこで、調査を実施するまえに、既存文献では変動にかんしてどのように言及しているか、論点を整理するという作業をおこなった。その作業を通じて現代日本農村の社会変動にかんして、次のような仮説を考えることが可能と考えられる。

まず、農村社会を体系と仮定しておく。この体系に対しても外部から諸要因が影響を加えているが、それらは農業技術の変化という要因に凝縮して具体化しているといえる。こんにちの稻作機械化を中心とする大規模化・高性能化を体系変動の基本要因と想定することはできる。機械化は労働生産性を向上させ、余剰労働力を生ぜしめる。余剰労働力を農業により消化する方途として請負耕作・生産組

織等による稻作規模拡大、又は、複合経営があげられる。余剰労働力を農業外で消化しようとする結果、兼業化がすすむ。これらの傾向は、社会成層の再編、伝統的制度体の解体、経済合理主義の発生をうながし、農村の社会構造を変化させる。このような社会変動の方向を個人化とよぶことにする。また、個人化の進展は解体につながると考えられるのである。

個人化は志和地区では実際にどのような形態で現れているのか、現れてはいないのか。右の仮説の妥当性を検証するのが次の段階である。社会構造の変化を把握する手段として水利組織の変容をあとづけてみることにしたのである。灌漑技術・施設の革新に伴って水利組織はどうのように変化するのか。又はないのか。具体的には、水路の浚渫作業などの水利にかかる無償労働である「村仕事」にどのような変容がみられるのか。

(註)（志和地区に於ける調査報告は、新保満・松田苑子『現代日本農村社会の変動—岩手県志和地区の発展過程』（御茶の水書房・昭和六一年）で包括的に論じている。今回の報告は、右の著の序章・一章・五章に基き、その後実施した調査に寄り若干補足している。

2 志和地区的灌漑

(a) 伝統的水利組織

奥羽山脈から流れ出て北上川にそそぐ滝名川と葛丸川がつくる扇状地の二〇集落が志和地区を構成している。旧行政村志和村である。この地区的灌漑は山王海ダムの築造（貯水開始昭和二十七年）を契機に大変化を遂げた。

山王海ダム以前の主要な用水源は山よりの地区では湧水が、利用された。用水量は絶対的に不足していたから、干ばつの年には堰間の水争いがしばしば生じた。通常でも下流は上流と比較すると不利な条件におかれていた。滝名川掛り二七堰では、上流四堰が常水地区で自由に引水できだが、残りの二三堰は蓄水地区で、堰の内部が昼夜だけ取水する支堰と夜だけ取水できる支堰に分かれていた。堰の取入口に近い上流の支堰群が昼夜地区で下流の夜水地区的支堰群より取水時間が長かった。このように、伝統的水利組織に於いては、堰「＝支堰群」が水利組織の単位であった。

(b) 山王海ダムの完成

旧志和村と近隣の村々は、灌漑ダム築造をめざす運動を明治末期からこころみていた。昭和二〇年によくやく国営山王海農業水利改良事業が着手し、昭和二七年、山王海ダムの貯水が開始された。山王海ダムから滝名川に放水された用水は三つの幹線水路（北幹線水路・中央幹線水路・南幹線水路。新しく敷設されたコンクリートU字構）に分水される。幹線水路に設けられた分水口から取水された用水は第二種水路を流れる。第二種水路もコンクリートU字構で新しく敷設された。一部では旧来の堰を利用している地区もあるが、その他の地区では旧来の水路系統は改廃・再編成された。第二種水路から田までの第三種水路（小用排水路）はほとんどがダム築造以前の素堀の水路をそのまま利用している。

ダム完成直前に山王海土地改良区が発足し、続いて、土地改良区内に一二の水利調整組合が形成された。ダム及び幹線水路の管理は改良区が直接行うが、第二種水路・第三種水路にかかる排水調整・維持・管理は水利調整組合で行うことになった。従って、ダム築造以

後の水利組織の単位は水利調整組合「＝第二種水路群」ということができる。水利調整組合相互の用水配分は、山王海土地改良区を舞台に合理的な手段を用いて行われるようになつた。用水不足は相対的に解消され、用水配分をめぐる上流優位の不平等性も減少したのである。

(c) 山王海ダムのかさあげと葛丸ダムの築造

山王海ダムの築造後も、実は、下流地区を中心に相対的な水不足は続いていた。下流部で従来は水がなく原野であった部分で開田がすすんだこと、土砂の流入によりダムの貯水量が減少したこと、が原因としてあげられている。このため、土地改良区では新たな事業を開始している。事業内容は、①山王海ダムの貯水機能の拡大 ②葛丸川上流に葛丸ダムを築造 ③取水施設の統廃合 ④排水管理の合理化 ⑤圃場整備。現在下流地区から③④⑤が開始されている。

圃場整備事業と組合わせて用水路のパイプライン化がすすんでいるのである。パイプライン化は、用水不足に対処するための施設の革新であるが、圃場整備事業と組み合わされているという点では稻作機械の大型化・高性能化に対応しているといえよう。

パイプライン化が実現した地区では、第一種水路と第三種水路は廃止された。幹線水路から取り水された用水は配水槽で配水され、受益戸は、一枚一枚の水田に設けられたバルブをひねって地下から取水する。水利調整組合の構成にも変化がもたらされた。配水槽ごとに、配水を共用する受益戸がグループを形成し、これが水利調整組合の下位組織となつたのである。

3 浚渫作業の変容

(a) 伝統的水利組織の堰払い

堰払いは春と秋に行われた。苗代まえに水路にたまつた土砂をかきあげる「みぞあげ」、秋は田から水をひいたあとに「草の根ぎり」と「みぞあげ」を行つた。堰払いの作業単位は堰内の各支堰であつた。支堰に掛る田を耕作する全戸から一人ずつ出役した。「堰払いに出なかつたら米はつくれないもんだ。」作業日は支堰頭（水頭）が決定した。支堰ごとに日がちがう。田が分散している場合には複数の支堰の作業に数日間にわたつて出役した。作業は、全員で支堰の取入れ口からスタートするが、自分の田の端まで作業したらあがつてよいことになつていて。支堰の下流で掛る田を耕作している農家では上流の農家より長く作業しなければならなかつた。支堰の上流で掛る田は本家層の堰頭・水頭のものであり、この層が作業日を決定していた。それに対して、下流の田は分家層の堰子が耕作していだ。この層は、作業量は多いが作業日の決定などには関われなかつた。上流優位の不平等性は、支堰内においてもみられたのである。

(b) 水利調整組合の浚渫作業

南幹線上流部水利調整組合を事例に、ダム築造後の浚渫作業の変化をみよう。浚渫作業はやはり春と秋に行われ、日程は代議員大会で決定する。代議員は第二種水路ごとに選出される。経営規模にかんしては大規模層が多い。また、伝統的水利組織の下で堰頭ないしは水頭であった層が殆どである。

第二種水路は浚渫作業の作業単位である。午前中は全戸で第二種水路を浚渫し、午後はその第二種水路から取水している第三種水路の作業を行う。土地改良区から茶稲代の補助が給付されるが、これは第二種水路ごとに代議員に渡される。未出役戸の出不足金の徵収

も第一種水路ごとに行われ茶葉代にまわされる。水利調整組合の発足にあたって、各農家はどれか一つの水路系統に属するよう編成された。田が分散していても、原則として、掛る面積の大きい水路に属することとしたのである。

その結果、浚渫作業はどの農家も春と秋一日ずつで済むようになり、作業量は大幅に減少した。ただし、午後の第三種水路の浚渫は従来の作業パターンで行われる。先に述べたように、第二種水路は旧来のままの素堀である。ここでは、自分の田まで作業したらあがつていいことになっている。その意味では、山王海ダム完成後の水利調整組合も基底部分では伝統的水利組織との連続性がみられる。

(c) パイプライン化は浚渫作業にどのような変化をもたらすのか。昭和五七年にパイプライン化が完成した南原野(志和)水利調整組合の事例を見る。

葛丸ダムはまだ完成していないので、いまのところ南幹線水路と葛丸川から取水しそれを五ヶ所の配水槽で配水する。第二種水路に代わって、配水槽を共用する配水槽グループが代議員選出の単位であり、水路の維持管理及び浚渫作業の単位となつた。配水槽グループの規模は五〇戸以上であるから、これまでの第二種水路が三〇戸×四〇戸で構成されていたのとくらべると大規模化している。

全戸出役の浚渫作業は春のみ一回となつた。パイプライン化した結果「草の根きり」は必要なくなったのである。作業日は代議員大会で決定されるが、日曜日と決まっている。午前中は配水槽グループごとに配水槽の掃除を行い、午後は各自で配水路のみぞあげをすることになっている。完成して間もないのに配水路には土砂があま

りたまらないから、配水路の浚渫作業をやらないですませてしまふ農家も多い。午前中の作業は二時間ほどで済んでしまい、各グループとも、出役せず出不足金を払うのは四～五戸という現状はむしろ人數が多すぎるくらいである。

実は、この他にパイplineの維持・管理にかんして代議員を中心担当者が固定している作業が二種ある。第一は、幹線水路からの取水口の掃除と土砂抜きが、九月に行われる。この作業は代議員が担当している。第二は取水口の「ごみ払い」である。幹線水路を流れてきたごみが配水管に入らないように取水期(五月～八月)には毎日、取水口のごみを点検するのである。配水槽グループごとに点検の当番日が決まっており、各グループの担当者が一日二回(午前六時、午後六時)取水口のごみの点検に出かける。この作業は代議員を中心経営規模の大きい農家が輪番で行っている。

パイpline化によって、旧来の堰と支堰は削減した。全戸出役の浚渫作業の作業量は大幅に減少し、「村仕事」の規制力はゆるやかになってきてている。水利組織にかんして伝統的制度体の弱体化を指摘できるのである。堰も第二種水路も削減したが、配水槽グループという新しい範域内で水利をめぐる新しい社会関係が形成されている。配水槽グループの範域は従来の堰や第二種水路の範域より広いが、その中で、受益戸は二種の農家群へ分化している。パイplineや配水槽にかんする知識や配水調整・維持管理の技術を保持する層(代議員、大規模・農業志向農家群)と、一般層(小規模・兼業志向農家群)である。用水路の維持・管理にかんする作業の主要部分は前者が担っている。そのため、これらの作業をめぐる前者と後者の対立は顕在化しない。むしろ、相互に依存しあうかたちで新

しい統合がみられる。従つて堰や第二種水路の削減に伴い水利組織は解体したのではなく、新しい範域と構造をもつた体系としての水利組織へと変容したということができるのではないだろうか。

2 小林一穂「農業経営の変容と農業生産組織の展開—山形県庄内地方の事例から—」
いて」

△村研年報編集委員会よりお願ひ▽

一、年報編集委員会では次号の年報二十三集への自由報告の原稿を応募しています。ご希望の方は研究会大会当日までに、題目、レジュメ（大会発表のものは不要）を明記して、編集または事務局あて御申し込み下さい。

二、年報第二十二集は次の内容で刊行が進められています。研究会大会当日ごろまでに刊行される予定です。どうぞ振るってご購入下さい。

△共通課題▽

- 1 高山隆三「土地と村落 I 土地利用秩序と村落の土地管理機能」
- 2 我孫子 麟「地主制下における土地管理・利用秩序をめぐる対抗関係」
- 3 中田 実「漁場管理と漁業村落の変容」
- 4 川本 彰「ムラと土地」

△自由報告▽

- 1 黒崎八洲次良「昭和前期の北海道における農事実行組合につ

△研究動向▽

経済史学「坂井達郎・村長利根朗（共同執筆）」
経済学・農業経済学「宇佐美 繁」
社会学「皆川勇二」
(編集委事務局 長谷川昭彦)

会員動向

新入会員

小林公能
〒374
館林市成島三、一六六一三
電話 ○二七六 (74) 一九二一七
所属 関東短期大学

大崎晃

〒114
北区采町四一一八
所属 国士館大学

大森正之
〒272 市川市市川一丁十五一七

所属 慶大大学院
市川莊 D号室

住所変更

三浦俊二

〒983-31 宮城県泉市長命ヶ丘三丁目十一十四

コードボックス 101

岩城完之

〒193 八王子市寺田町四三二一〇八一三

電話 ○四二六一六六一八二四〇

住所不明

「研究通信」が返送されます。お心あたりの方は事務局に

住所をお知らせ下さい。

佐藤幸也・小松貴広・中川勝雄・吉田健次

以上

八六年大会のおしらせ

共通課題「土地と村落」
—村落の変貌と土地利用秩序—

日時 一九八六年十一月二十日(木)・二十一(金)
場所 「ホテル玉泉」(電話 ○八五三一六一一〇〇一)

玉造温泉駅下車、または
松江駅よりバス・電車 玉造温泉

費用 一泊二食 10,000円

昼食 1,000円

懇親会費 四,000円

大会参加費 2,000円

大会参加者は同封の葉書でお申し込み下さい。

なお大会事務局は次の通り

〒690 松江市西川津町一〇六〇

島根大学法文学部 社会学研究室

(電話 ○八五二一二一七一〇〇 内線二五六)

原宏